

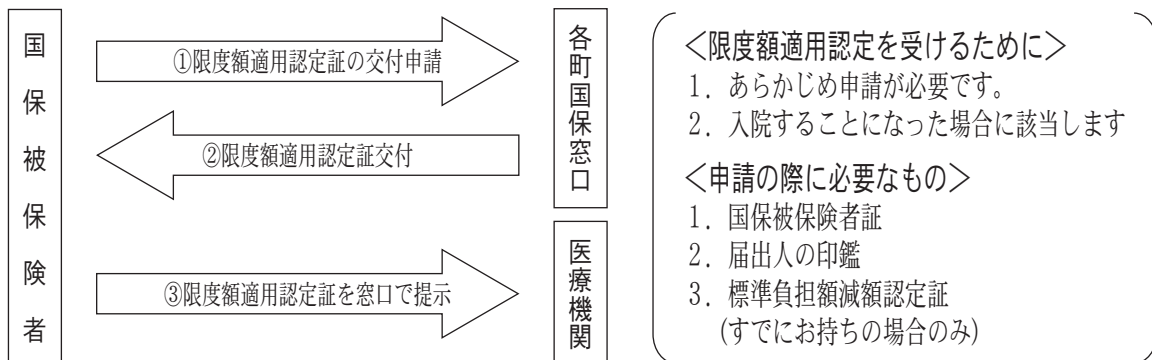
平成19年4月1日から

## 70歳未満の方が入院した場合、医療機関での一部負担金の支払いは自己負担限度額までとすることができるようになりました

国民健康保険の被保険者が医療機関等で受診する場合、かかった医療費の2割～3割を自己負担しますが、この負担額が一定の金額を超えて高額となったときに払い戻される制度を高額療養費制度といいます。

4月1日からは、認定を受けると入院のほか特別な場合に、この払い戻される高額療養費を国民健康保険が直接医療機関へ支払うことで、病院等の窓口での支払額は自己負担限度額までとすることができるようになりました。

この制度を利用するための手続きは次のようになります。



- ・認定には期限があります。
- ・あとで世帯構成の異動などで自己負担限度額が変わることがあります。
- ・複数の医療機関や外来の受診で限度額を超える場合、今までどおり後から申請により払い戻されることとなります。
- ・世帯に保険料の滞納があると認定されない場合があります。

※70歳以上の方が入院された場合の支払い額は、従来から限度額までとなっています。

### ●適用となる自己負担限度額は、所得に応じて3段階あります。

自己負担限度額 (月額)	3回目までの限度額 (過去1年間の高額療養費の 支給該当が3回目までの場合)	4回目以上の限度額 (過去1年間の高額療養費の 支給該当が4回以上あった場合)
A 上位所得者 ※1	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
B 一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
C 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

(※1: 基礎控除後の所得金額が600万円を超える世帯)

お問い合わせ：大雪地区広域連合国保老健係  
役場国保担当窓口 税務住民課1番窓口(保険年金係)

☎82-2111 (内線562、563)  
☎82-2111 (内線123)